

介護老人保健施設開設許可事項の変更に伴う手続きについて

秋田市介護保険課

1 手続きの種類

| 変更項目 | 内容 | 申請書等様式 および提出期限 |
|----------|--|--|
| 管理者 | <p>管理者承認申請が必要です。</p> <p>①申請により、<u>あらかじめ</u>市長の承認を受ける。</p> <p>②変更後、10日以内に<u>変更届出書_別紙様式第一号(五)</u>を提出する。 ※みなし指定分等もあわせて提出</p> | <p>【様式】介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請書_別紙様式第一号(十)</p> <p>【提出期限】変更(就任)予定日の2週間前</p> |
| 管理者以外の事項 | <p>(1) 次の事項の変更については、<u>あらかじめ</u>開設許可事項の変更申請が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 建物の構造設備や区画 → 2を参照 運営規程(入所定員の増加の場合に限る) 施設の共用の場合の利用計画 協力病院 <p>(2) 次の事項の変更については、<u>変更後</u>に開設許可事項の変更届が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代表者の氏名、生年月日および住所 定款、寄附行為等および登記事項証明書 運営規程(入所定員の増加の場合を除く) 役員の氏名、生年月日および住所 介護支援専門員の氏名および登録番号など | <p>【様式】介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請書_別紙様式第一号(九)</p> <p>【提出期限】変更(利用開始)予定日の2週間前</p> |
| | | <p>【様式】変更届出書_別紙様式第一号(五)</p> <p>【提出期限】変更した日から10日以内</p> |

様式のダウンロードや必要な添付書類はホームページをご覧ください。

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kaigohoken/1006010/1009971/1006024.html>

2 「建物の構造設備や区画」の変更時の留意事項

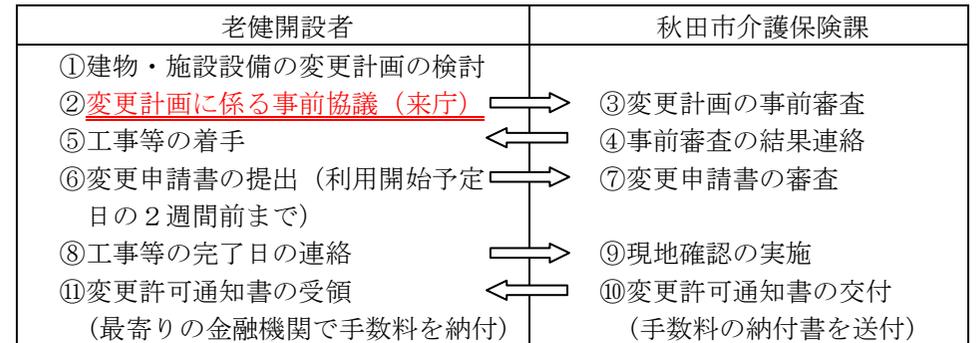
(1) 事前協議

建物(老健事業の専用又は共用の建物に限る。以下同じ。)の構造設備や区画を変更しようとする場合は、必ず、事前(工事等の着手前で、計画の修正が可能な段階)に秋田市介護保険課と協議してください。

●事前協議時の持参書類

- ※窓口で行いますので、あらかじめ電話で来庁日時をご相談ください。
- ・建物平面図、配置図などの工事内容がわかる図面
- ・スケジュール表(施工計画書)
- ・その他内容により必要と思われるもの…現況写真など

(2) 変更許可申請の手続きフロー



(3) 手数料の徴収

「建物の構造設備や区画」の変更許可申請のうち、建物および建物内の施設設備の形状を変更する工事の場合には、秋田市手数料条例(平成12年条例第4号)に基づき手数料(33,000円)の徴収を行います。具体的には、次のいずれかに該当する工事とします。

- ① 建物の延べ床面積を増減する工事
- ② 同一敷地又は隣接地の建物を増減する工事
- ③ 建物の建替え工事(移転も含む)
- ④ 秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第74号)に規定する面積基準を有する施設(療養室、機能訓練室、食堂等)の面積を増減する工事